

## 事業協同組合や共同出資会社\*(以下、「組合等」という。)が、設置・運営する共同POSシステムの導入又は改修する場合の申請方法

\*中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第3項に基づく共同店舗等整備計画又は同条第6項に基づく商店街整備等支援計画の認定を受けて設置・運営する共同出資会社

組合等がショッピングセンター等の共同店舗において共同事業として運用する「POSシステム」の導入又は改修する場合の補助金申請については以下の方法で行ってください。

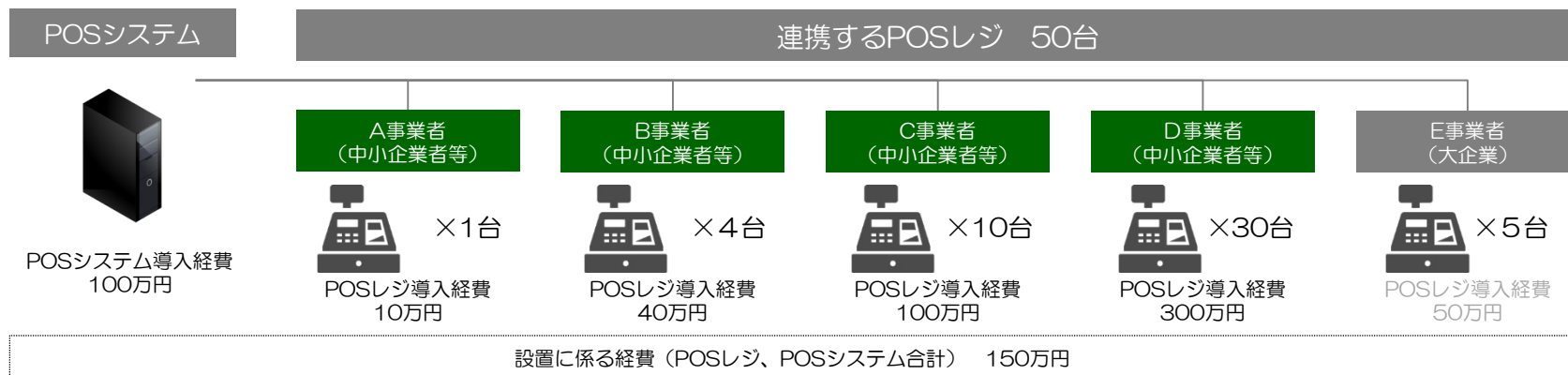
### ◆組合等による申請の概要

与件の整理	上限の考え方	申請方法
<p>《POSレジおよびPOSシステムの所有者》 組合等</p> <p>《POSレジの使用者》 組合員又は出資者 (中小企業・小規模事業者等)</p> <p>《POSシステムの使用者》 組合等</p> <p>※補助金の交付を受けた組合等は、補助金の交付対象となったPOSレジの使用者(中小企業・小規模事業者等に限る。)から徴収するPOSレジ使用料などについて、補助金相当額分減額されていることが必要になります。</p>	<p>○レジ(付属機器含む)1台あたりの上限20万円</p> <p>※組合等に設置するPOSレジを管理するサーバー等POSシステムの共通費用は、連携するすべてのレジ台数(中小企業者以外に設置する補助対象外レジも含む。)で按分し、レジ1台あたりの単価を算出。</p> <p>○1組合員又は出資者(中小企業・小規模事業者等)あたり上限は、レジ本体、付属機器、POSレジの設置に係る経費を含めて 200万円</p> <p>○POSレジ及びPOSシステムの設置に係る経費(運搬費・商品マスタ設定費)は、連携するPOSレジ台数(中小企業者が使用するものに限る)×20万円が上限</p>	<p>○共同申請 組合員又は出資者(中小企業・小規模事業者等)と組合等が共同で補助金を申請。補助金の交付は組合等に行います。</p> <p>○申請類型 導入の場合： A-4 POSレジシステム(導入型) 改修の場合： A-4 POSレジシステム(改修型)</p> <p>その他提出書類等の詳細については次ページをご覧ください。</p>

## 《補助上限の考え方》

事業協同組合等がショッピングセンター等に共同POSシステムを新規に導入（入替）した場合の事例（50台導入：うち5台分は大企業のため対象外）

- OPOSレジ1台あたりの導入経費：10万円（例えば、B事業者の場合は10万円×4台=40万円）
  - OPOSシステムに係るPOSレジ1台あたりの導入経費（按分）：100万円÷50台=2万円（例えば、B事業者の場合は2万円×4台=8万円）
  - OPOSレジ1台あたりの設置に係る経費：150万円÷50台=3万円（例えば、B事業者の場合は3万円×4台=12万円）
- ※POSシステム、POSレジの設置に係る経費を合計した上で、連携するPOSレジ台数で按分

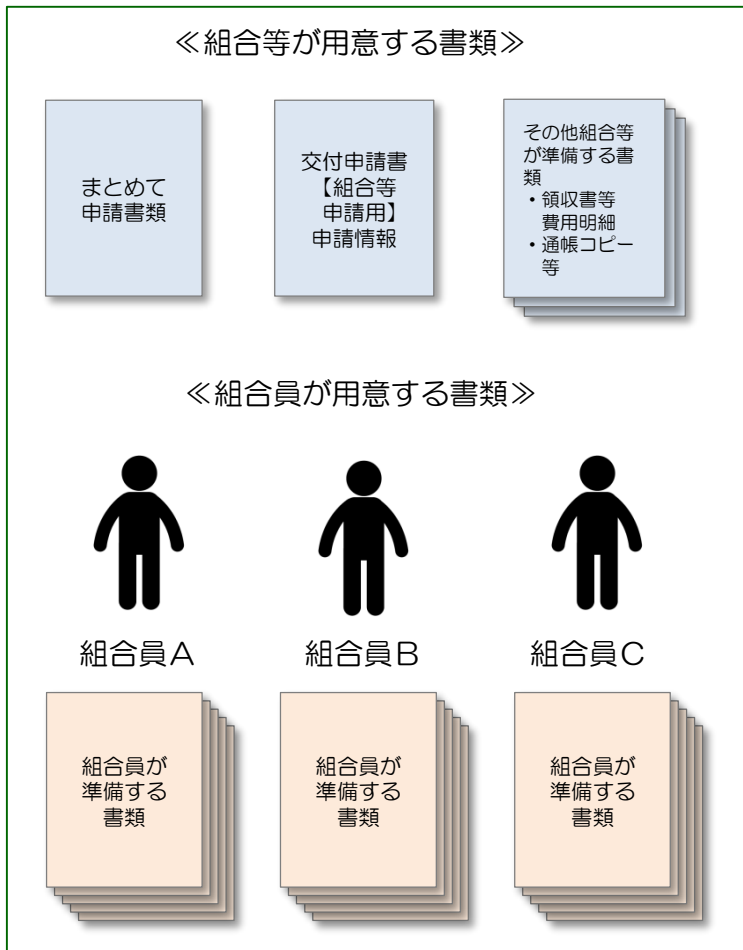


	Z組合	A事業者	B事業者	C事業者	D事業者	E事業者
A: POSレジおよびPOSシステム導入経費 (1台あたり上限20万円) ※1	-	POSレジ (1台) : 10万円 POSシステム按分経費: 2万円	POSレジ (4台) : 40万円 POSシステム按分経費: 8万円	POSレジ (10台) : 100万円 POSシステム按分経費: 20万円	POSレジ (30台) : 300万円 POSシステム按分経費: 60万円	POSレジ (5台) : 50万円 POSシステム按分経費: 10万円
B: 設置に係る経費 (連携台数[対象外を除く]×20万円が上限) ※2	-	3万円 (3万円×1台)	12万円 (3万円×4台)	30万円 (3万円×10台)	90万円 (3万円×30台)	15万円 (3万円×5台)
補助金① (A×2/3)	-	8万円 (12万円×2/3=8万円)	32万円 (48万円×2/3=32万円)	80万円 (120万円×2/3=80万円)	240万円 (360万円×2/3=240万円)	対象外
補助金② (B×2/3)	-	2万円 (3万円×2/3=2万円)	8万円 (12万円×2/3=8万円)	20万円 (30万円×2/3=20万円)	60万円 (90万円×2/3=60万円)	対象外
補助金の合計 (①+②)	-	10万円	40万円	100万円	200万円 ※1事業者あたりの上限200万を超えるため	対象外
合計: 350万円						

※1 POSレジ (付属機器含む) 1台あたりの費用 (A) 12万円<上限20万円

※2 設置に係る経費 (運搬費等) の合計 135万円<900万円 (20万円×補助対象となるPOSレジ連携台数[対象外除く]: 45台)

## ◆申請書類のまとめ方



組合等がまとめて送付\*



事務局

## ◆提出書類一覧

申請書類	提出単位	備考
「組合等の申請で必要となる書類」		
まとめて申請書類	組合等で1式提出	※組合等申請の場合のみ使用する書式
軽減税率対策補助金 交付申請書 (組合等申請用) «組合ページ»	組合等で1式提出	
組合員負担費用額確認書	組合員毎に提出	
「通常の申請で必要となる書類」		
軽減税率対策補助金 交付申請書 (組合等申請用) «組合員ページ»	組合員毎に提出	
対象製品証明書 (POSレジ、POSシステム)	組合員毎に提出	※導入・改修したレジの台数毎に提出
レジ導入時の領収書等費用明細 (付属機器、設置に係る経費も含む)	組合等で1式提出	※組合等と販売事業者で交わしたもの <b>※組合員は不要</b>
飲食料品等を記載した仕入請求書等	組合員毎に提出	※主たる事業内容が飲食店等である場合は「飲食店等での軽減税率対象商品の取扱いの申告書 (事務局指定)」を追加で添付してください。
振込口座が確認できる通帳等	組合等	※組合等名義の振込口座が確認できるもの
「組合員が個人事業主の場合」本人確認書類	該当する組合員毎に提出	
「組合員が6台以上導入する場合」機器設置写真	該当する組合員毎に提出	
「リース契約の場合」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース料金の算定根拠明細書</li> <li>・リース契約書</li> <li>・リース対象機器の見積書</li> </ul>	組合等で1式提出	

\*2018年3月1日以降、代理申請又は共同申請が必須となります。また、2018年3月1日以降、代理申請は事務局に登録された代理申請協力店に限ります。